

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成26年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

高知県高知市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金31,865円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成25年12月4日

(2) 事故発生場所

高知県高岡郡四万十町芳川地内

(3) 事故の状況

鳥取県東部農林事務所八頭事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方から借り受けている小型乗用自動車で林業用作業道を走行中、前方の安全確認が

不十分であったため、路面から突き出た石に車体が接触し、同車両が破損したものである。